

平成28年第12回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年11月24日(木) 15時30分から16時38分

2. 開催場所 香美市役所 3階会議室

3. 出席委員 (15名)

会長	19番 原 心一		
会長職務代理	3番 公文 久郎		
委員	1番 三谷 富重	2番 大岸 高晴	4番 三木 克司
	5番 森安 正	6番 水田 義郎	7番 上島 陽子
	8番 岡田 修一	9番 村田 正博	10番 宗石 和彦
	12番 西岡 久	13番 堤 昭雄	14番 西村 広幸
	15番 小松 和啓		

4. 欠席委員 (4名) 11番 横山 実男 16番 門脇 節夫 17番 山崎 彰
18番 小松 源一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	非農地証明願いについて
第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第4号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第6号	使用貸借終了農地返還通知について(報告)
第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

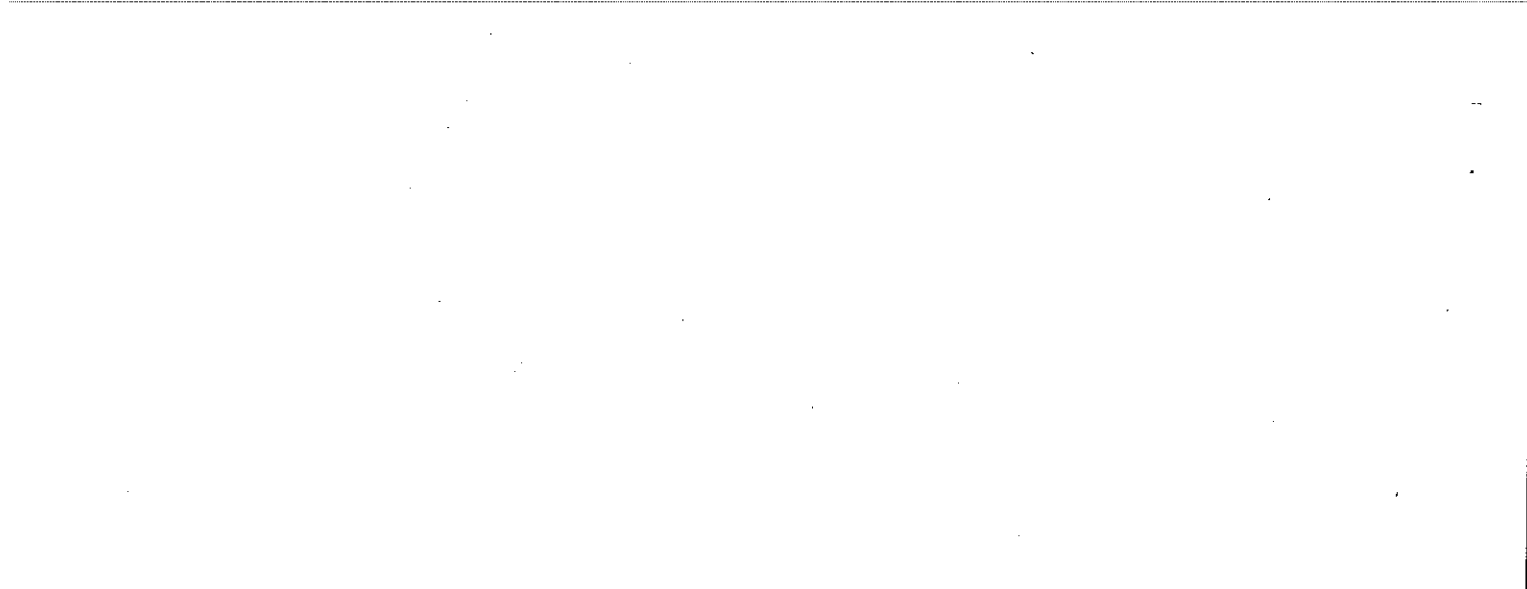
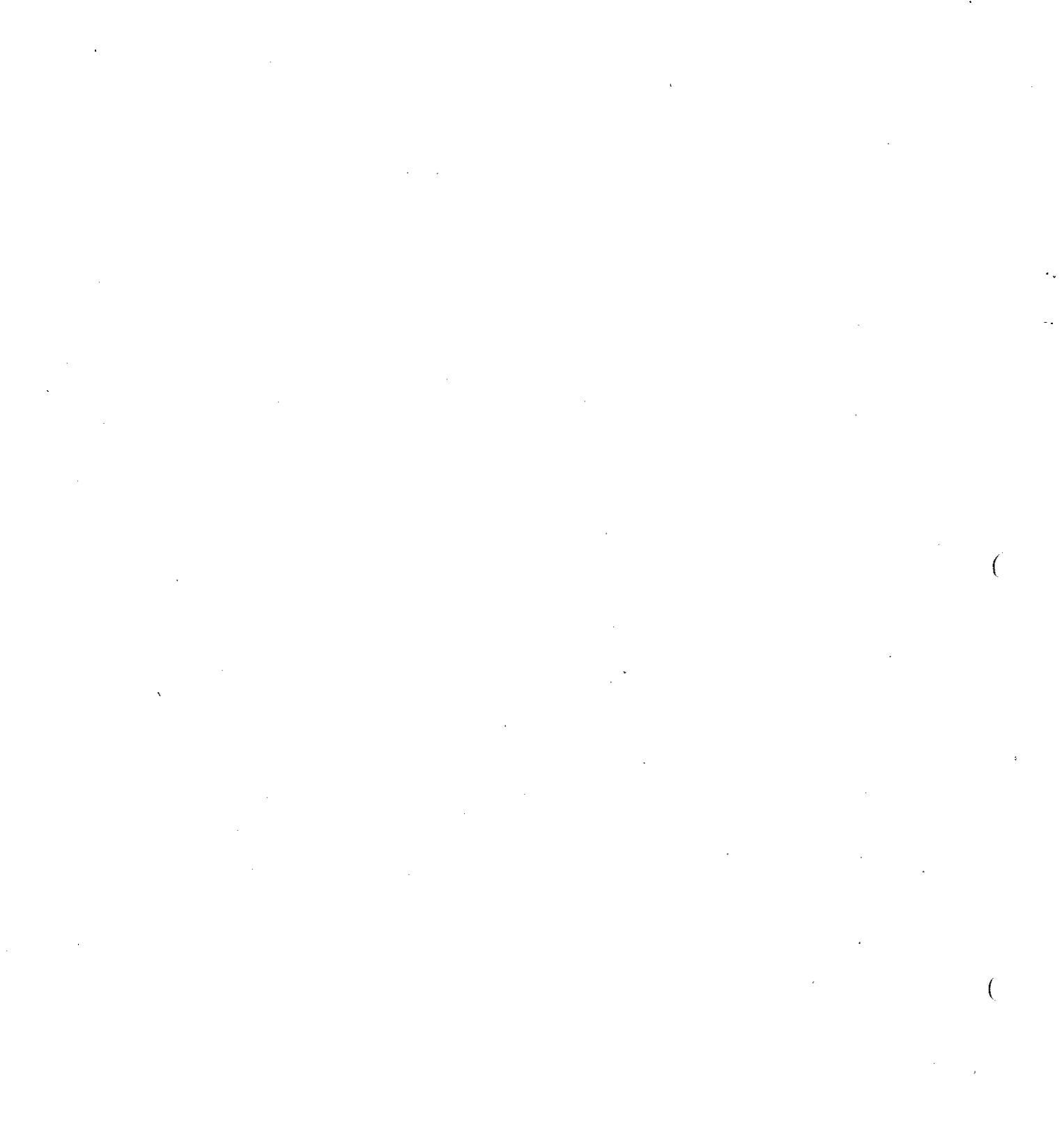
事務局長	佐々木 寿幸
事務次長	西村 安史
農地主幹	井上 和佳
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

議長

定刻の時間も参りましてですね、予定の皆さん方も揃いましたので、本日の会を進めたいと思います。今年最後の例会ということで、皆さん方には多数お集まりいただきましてありがとうございます。あのう、皆さん方もご承知のとおり、今年は非常に災害の多い年で、また、地震があつてですね、大した被害はなかったかも知れませんが、皆さん方もご心配をされたと思います。まあ、被災された方につきましてはですね、お見舞いを申し上げますし、また、どう言いますか、土佐沖という南海地震についてもですね、近年の内に発生をするだろうという風な予測もされておりますが、日本全国散らばって地震が発生をしております。そういう事ですね、もし南海地震が来たとしても、あんまり大きな地震にならなかつたら非常にありがたいかなと、分散をしてですね、まあいくつか地震を分けていただいでですね、もし南海地震がきても小規模な地震で終われば非常にありがたいかなという思いをしております。今年は、それから他に季節の中で雨が非常に多かったり、また、温度が高かったり、急に今日から寒くなつたりとかいうようなことで、異常気象がまさに発生しておりますけれども、みな様方におかれましては色々ご心配されることもあろうかと思ひますけれども、まあ、よろしく願いをしたいと思ひます。

あのう、当委員会につきましても4月から新しい制度で発足をさせていただきます



ました。皆さん方にもですね色々戸惑う点もあったり、それから事務局の皆さん方にもですね、大変色々違った方向でですね、取り組みをしていかないかんということでご苦労もあったと思います。あのう、高知市をはじめまして、香美市が一番最初いう事で、何市町村か視察に来たり、問い合わせがあったりという風なことで、何度も事務局と私と対応をさせていただいてですね、まあうちの取り組みについて報告をさせていただいたところです。先月も佐川町からも視察に来ておりました。市町村によっては比較的認定農業者が少ないというようなことで、認定農業者を半分以上入れないかんという事に大変苦労しゆうような市町村もあるようにも聞きました。ただ、あの、うちにつきましては認定農業者も充分おりますし何の心配もなく、委員の皆さん、また推進委員の皆さん方にそれぞれ役を受けていただいて進めてきております。まあ、今までやってきたことの中で、これといった問題もなくスムーズな運営ができておりますのは、事務局をはじめ皆さん、委員さんのお陰だという風に思ってます。これから先もですね、みな様方にご協力をいただきまして進めて参りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の会議を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

本日の議事録の署名人につきましては、1番、三谷さん、2番、大岸さんにお願ひをしますのでよろしくお願ひをいたします。

本日の欠席者はですね、横山さん、小松 源一さん、門脇さん、山崎さんと4名の方の欠席届が出ておりますのでご報告を申し上げます。

それでは、続きまして議案に沿ひまして順次進めて参りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願ひをいたします。

事務局

ええ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

1番、譲渡人、
、
、申請地は土佐山田町植字カトタ1375番、地目は田、面積は889㎡、譲受人の耕作面積は4,974.91㎡、譲渡理由は労力不足、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1、10a当り500,000円で、総額444,500円です。

2番、譲渡人、
、
、申請地は香北町太郎丸字宮ノ西357番1、地目は宅地、現況畑、面積は57.14㎡、譲受人の耕作面積は24,340.91㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は2、10a当り1,500,000円で総額85,710円です。

3番、譲渡人、
、
、申請地は香北町清爪字西土居2124番、地目は田、面積は735㎡、譲受人の耕作面積は3,775.84㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3、10a当り800,000円で総額588,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思ひます。以上です。

議長

以上、説明が終わりましたので、ただ今より、皆さん方より質問を受けたいと思ひますが、何か質問はありませんかね。

委員(5番)

はい。

(

(

議 長

はい、森安委員。

委員 (5 番)

ええと、2 番についてちょっと山中さんのほうが詳しいかもしれません。第 2 項の第 1 号の中には、全て耕作されていることを確認しています、ていうのが、国道沿いに耕作していない、資材っていうか石を積んだ田が 1 枚あります。それをそのまま許可にするべきか、こういった場合にもし、目的外の利用になりやせんろうか。何かあった時にはっきりしちよくべきではないかと、門脇委員の方からの電話連絡してある。何か手続き取らんといかんいうことを言うたら、手続きを早急にとるということではあるようですが、委員会の方で何か分かっておたら。

事 務 局

今日、欠席されてますけど、門脇委員から連絡がありまして、■■■■さんがまだ申請はしてないですけど、この問題の土地についてですね、対応するということな回答をいただいております。まあ、ただ調査書については許可申請書のもとに作成するのでこういった文面になります。農家台帳はあそこの現況は畑になっておってですね、非耕作地にはあがってないことになってまして、ただ現況がああいう状況なので、個人に話しまして意向を聞いて手続きをするということです、今。そういった回答をいただいております。

委員 (5 番)

個人的には、場合によったら、その辺もうちよっとはっきりするべきと思って門脇君に、まあ親しいし、言うたところですよ。場合によったら、今回の委員会をこの決定を延ばしてでも、もうちよっとかちつと、■■■■君には言うべきと思って、門脇君に言うたら、前向きに早急に手続き取ると、充分農地法の関係は理解してなかったもんで、という返事はもうろうたようですが。

議 長

香北の事務局は何か聞いてますか。

事 務 局

ええとですね、太郎丸の圃場整備、平成 15 年に就業した時に、その時の石と表土を、■■■■さんがいずれ自分の田んぼを直すというか、法面をほんと石をつけて平面を増やすということで、あと修繕の目的で、一番そこが悪い■■■■さんの所有の田なので、まあ一番便利が良かったということで、一応今日も来られててですね、一時転用の 4 条申請出すつもりで本人来られたんですけど、ただまあ一時転用の期間、3 年で終了してちゃんと田に戻すとか、元々は田なので、そういうこと言うたら 3 年でまた石、土をのけにやいかんいうようなまじめな方なので、ちょっと考えてもらって、今日ちょっともうまだとかするけれども、用地を一時転用か土、石をですねまた自分の非農用地に持っていくのかちょっと考えたいということでしたね。

委員 (5 番)

なかなか量あるけん、そりゃあ、はりこんじょらにゃあ、3 年でようのけんばあある。

事 務 局

修繕と圃場整備の石組みがどれだけの、あと何年とかで終了するっていうのもどうも■■■■さん自身も見込みがつかない。でも基本的にそのもう 13 年経ってますので、圃場整備の田、その間に何にも言われざったのという不満もあります、ご本人に。まあ、ちょっと、理解してもらうのに今苦勞しゅうところです。

委員 (5 番)

そうじゃ、そうじゃ、そうじゃと思う。その 13 年間言わざったっていうことを、そういうこと先で言われたら困るき、はっきりしちよきたいと思うて、自分は個人的には思う。そりゃあ、こういうことあったら言えるけん、あれ除けえとか、まあ確かに香北町の農業委員会自体も指摘せざったのも悪いかもしれん。まあ言うたら逆にそう言われる、言う人やって言うたら、言い方悪いかもしれんけど、それを不安になってきた。何かそうした場合、そういう充分耕作しよら

(

(

ん田があるのに、あの人の許可したかって、かえって言われる恐れもあって、厳しいところ。

事務局

それをずっと■■■さんにこんこんと説明はしてるんですけども、なかなかあれだけ石と土を積んでしまうと、周りは圃場整備してるし、もう■■■さんの名義の置けるくらいのその非農用地、山林なり原野があつての近くに無いっていう事があって、昨日今日寝耳に水のような話やったという今日のお話でした、■■■さんからの。けど、早急にせんと、まあ一応農地法も厳しゅう見ていかないかん時代になってきてるので、今のところ3条が、今日、許可がそのまま出るとは私も保証はできませんのでとは答えています。

議長

初めて聞く人は全然内容が分かんと思います。私の知る限りの事でちょっと説明をしますが、実は国道195号線行きよったら、香北へちょっと入るところの右側にかなりの大きな玉石、石かけに積む玉石をかなり積んじゅうところがあります。それが13年前、私も何年前かは知りませんでしたけど、13年前に、あの周辺が構造改革をしちゅうがですよ。その時に岸へ積んであつた石を、今はもう全部岸、石積みしませんので、全部法面は土羽にしますので、それを自分が使いたいという思いがあつたかもしれんけれども、全部あそこへ1箇所へまとめて■■■君がもうちゅうがか買うたか知らんけれども、1箇所へ積んじょうわけよね。それを農地へ積んじょうわけです。3条申請で今度出てきた時には、今までも皆さん方ご承知やと思うけれども、その、買われる人はですね、自分の持っている保有農地はきちんと管理をしてですね、耕作放棄地になっておつたらいけませんよという事を言うてきゆうがです。中には、新改で土地を買いたい時に、もう木が山になつちゅうような木をですね、無理むったく伐採をしてもろうて、そこへものが植えられるような状況にまでまだいってないですけど、木を切つてもろうて農地に復元をして、一応農地ですよということは本人がしてくれたら、委員会が行つてですね、現場を見せてもろうて、こういう状況であれば仕方ないね、これからも農地にしてくださいねっていうことでお願いをして、許可を出しよります。たまたま、石がそういう状況であつて、それをまあどうするか、やっぱり耕作をされてない農地がありますよという事の今度は指摘をさせていただいたかしらん。■■■君は数ヶ月か何年か前にちょっと土地買いましたね。反当り500万円かしらん、自分がどうしても必要なという所で、その時は確かにそういう話は出ませんでした。ほんでまあ、その時に出さつたという事が、まあ一つの問題にもなろうかと思ひます。あの時言わかつたのに、何で今度言われるだねという風なことですけど、その時は気がつかんかつた、今回についてはですね、やっぱり指摘をしちよかないかんでないかなという思いがあつて言いゆうがですよ。ほんで、まあ、本人からすれば、13年も経ちよつて今までなんちゃあ言うてござつたに、何で今度言われるっていう、そこはまあ分かんことはないです。けれども、それで果たして認めていった場合に、今後、残土を田んぼへ捨ててよね、どっかの山から取つてきた残土を捨てて山にしちゃうと、けんども、それでもほんなら認めないかんたつてくるじゃないかよと、あれが構んに、なんでこっちがいかんがでと言われた時にですね、まあ果たして委員会がそこでどう対応できるかなと、今回はそういう風に指摘をして、いかんものはいかんということしていけば、本人とも話をしてですね、まだ私は今日どんな話になつちゅうか知りませんけんども、解決をしていかないかんしよ、今後、同じような条件があれば、たまたま玉石、けんどもどっかの残土をですね、田んぼに持つてきて移しちやあ、けんども、これもここをかさ上げして、上へ上土入れて高こうにしたいき置きちやうとかいう風に言われると、まあ認めざるを得んならあへんかと、そんなことがどんどん、どんどんこれから先ですね、まあ、やりゆう本人は自分は悪意じゃない善意に解釈しゆう、してやればよね、果たしてそれで終いがつくろうかと思つてよね、やっぱりいかんものはいかんと言うちよかないかんのかなというような思いをしています。

(

(

委員 (5 番) それと、まあ、石の問題、目立つすごい石の量。それと、これあの宅地よね、地目。

議 長 今度の場合。

委員 (5 番) この買う場合。それをまあ農地、農業委員会に3条で出てきたら、これも、ちゃんと念押しをしよう。

事 務 局 現状、畑なので。

委員 (5 番) これは、あくまで宅地じゃが、家を建てるぞ、来年建てるって言われた時にちょっとこれも説明をしちやんと。

議 長 それも、一応、3年3作があるということは言うてあります。現状主義でいきますので、宅地であっても今は畑になって、何か木が植わっちゃう言うたかね。

事 務 局 果樹。

議 長 果樹が植わちゅう。ほんで宅地なので3条かけないかんがです。これが宅地やったらよね全然問題ないがですよ、3条申請にはなりません。ほんでそこんところもまあ君もそこでよね、それやったらもう3条でせんずつ、宅地でいながら売買をしたらよね、この石の問題も出てこんがよ。

委員 (5 番) じゃが、もうこうやって農地として出てきた以上、香北町の農業委員は薄々知っちゃったと思うし、知ったき。その石の置き場所なんとかせんと、しょう困る。

議 長 ほんでねえ、一時転用でも出してもろうてよ、13年置いちゅうけん、一時転用でもう少し置かして下さいと、転用したいというような話でも出てくれば、まあ検討せないかんと思います。けど、それを今、石をすぐによね、どっかに持っていって、これを現状復帰して、水田なりまあ畑にせんと許可せんでという事は、なかなかそれも難しいかな。

委員 (5 番) 土を広げたら畑みたになるけど、石は11トンで何台あるろう、10台でよう積むろうか。

議 長 山中さんすみません、さんはよね何か一時転用の話しされゆう言うたろ。

事 務 局 一時転用でその4条出すのは、今日出されるつもりで申請書一式下さいと来られたんですけど、私が3年ていうくくりがあるので、一時転用、3年の間に方を付けるので目処がありますよって言った途端、ちょっとまたつもりが違う、もう出したらずっと半永久に転用あると思われたんで、ちょっと考える、けど、申し込みは4条の申請を出す気ではいらっしゃるんですけど。

議 長 ただ、先ほど課長も話をされましたけど私に、戸板島の橋の手前、が残土を捨てたり持っていったりしよう、この間うちは上土をどこかへ移動しちゅう、そんなこともあってよね、あそこも注意をしちゅうがですよ。けれども、まあ、なかなか目処がたたんで、佐々木課長が言ってくれてよね、29年度の12月末までにあそこを畑にして、もともとは水田ですので現状復帰ってことやなくて、上土を上へ均してですね畑にするという、お約束をしてくれちゅうがですよ。まあ、そんなこともあるので、一応さんの分についてもですね、何かその確約っていうのはおかしいけど、一時転用なら一時転用出してもらうな

(

(

り、まあ一時転用でなくて、あれを即、石をどっかへ寄せてもらうなり、という向こうからの反応があつてからよね、許可をせにやあ、どうも、これをそのまんま許可をしていきよつたら、なんかこう、なあなあになってきてもいかなんという思いをしています。ほんで皆さん方には、私がどうこういうわけにはいきませんので、皆さん方からの色々なご意見を聞かしていただいてですね、まあそれによって結論を出したいという思いをしています。

事務局

ええと、あと、すみません。■■■さん本人から、また、お二人の方から3条で買いたいという事で、新しく何筆かまた来月12月の締め切りで出されるつもりがあるようです。

議長

■■■さん。

事務局

■■■さんが、買われる方。

議長

はい、分かりました。それはまた尚更そういうことであればですね、今回の分についてかちつとしちよかんと、またきた、はい、また認めるというわけにはいかんじゃないろうかと思ひます。まあほら、農業委員会が邪魔をして買わさんようにしちゅうじゃ、そんな受け取り方されても困るけんどよ、一応ほらそういう事はそういう事できちつとしちよいてもらわんと、と思つてます。

委員(5番)

やっぱりその、以前に気が付かざつたつていう例はうちの近所でもあつて、農振の除外もなんちゃあせんずつに田んぼの前に家を建てて、もう35年40年前に、それをちょっと売買せにやいかんなくて、それを農地法へちよつと提出するという事で、急遽、農振の除外して色々やりよることもあるし、今ちやんとすることはしちよかんと、その人も前に圃場整備の時に売買しちようのよ、その時はなんちゃあ言わざつたがねつていう話になった、それが平成元年頃の話や。まあ、気が付いた以上は妙に自分も■■■君じゃけんじゃないけど、一番目立つくに国道淵に石置いちようし、あれは誰ぞななつていうことになつても困る。

委員(3番)

もう1回協議をもつたらどうですか、保留にして。

議長

あのう、今日はですね、2番の■■■君の分については認めんという事で、1回、まあ来月どうするかをもう1回協議してもろうてよね、ほんで一時転用出されるとか石を撤去するのか、どつちか意向を聞いてよね、それによつて判断をせんと、今日、本人に聞いてどうこうというわけにはいかんと思ひます。まあ、そういう進め方で、他に皆さん方からもつと何かえい御提案があつたらありがたいですけど。

事務局

はい。

議長

はい、課長。

事務局

まあ、行政でも度々あるんですけど、過去にはいろんなかたちで認めてきたけれども、今現在はまだそういうこと、まあこの件だけではないんですが、様々な件について、もう分かつた時点で認めないと、いう様なかたちを現在取つております。あの昔、旧町村時代にはですね、何とか見てもろうたにつていう風なかたちで結構言うて来られる方おいでるんですけども、これいつまでも引つ張つていくと、いつまでもずっと引つ張つていかんかになりますので、分かつた時点で改善をしていくという風なかたちで行政も取り組んでおりますので、その辺のことも御配慮いただいての判断をよろしくお願いをしたいと思ひます。

議 長	はい、ありがとうございました。まあ、結論的には、2番の■■■■君の分はですね、保留させていただいて、今日は否決ということで、他の分について1番と3番について他に何かご質問はありませんかね。
委員(5番)	この3番について、うちの近所なもので補足しますけど、この写真で見ると、隣に、資料3-1、3-2、この3-1の赤い矢印の前側の2枚の田と、左のお家が■■■■さんで、まあ昔から欲しい、手放す時には家へ一言言うてくれ、まあ他に買い手もない、そういう事で、相手方の要望言うか、売る人の要望で、この人買うようなことです。
議 長	まあ、そういうかたちが一番えいわね、すんなりと。
委員(5番)	また、他の7つばあにおうて後ろの人もうよう買わんし、そういう事です。これは問題ないと思います。
議 長	すみません、1番の、これ植かね、どの辺。
委員(13番)	大日のちょっと東の方の。
議 長	■■■■君のハウスの。
委員(13番)	いや、まだ大分向こう。ちょっとした荒神様いうて、ちよつとこう、農道じゃないわ、うちの下の広い道のテラダ言うてちよつと細い川があります。その手前に神社みたいな、荒神様があって、ちよつと南へ入った二枚目くらいの、二枚目か三枚目の田んぼです。
議 長	他に何かご質問ありませんかね。2番についてのことについてはご異議ございませんか。
——質 疑 ・ 異 疑 な し——	
議 長	香北の人は特にですね関係しますので、香北の方は皆、充分に納得しちよつてもろうて、何かあの本人、またはご近所の人に言われた時にですね、何か、回答が出る様にしておいてください。そういう事で、2番は保留という形にさせていただいて、1番、3番について賛成の方の挙手をお願いします。
——全 員 挙 手——	
議 長	はい、全員賛成です。2番の案件については保留とさせていただきます。ええと、進めます。議案第2号の非農地証明願いについての説明をお願いいたします。
事 務 局	議案第2号、非農地証明願いについて説明します。 1番、申請者、■■■■、■■■■、申請地は香北町猪野々字西浦下2166番、地目は田、面積は340㎡、非農地化した理由は、周囲は山林で耕作条件が悪かった為、40年頃前に、父親が桧・杉を植林し現在に至る。資料は4、調査員は森安委員です。以上です。
議 長	はい、森安さんすいません、補足をお願いします。
委員(5番)	この上らあ白い所は樫を植えています。樫も植えたかったけど、こればあもう谷淵でどこにあるやら分からんばあの土地じゃたもので、そのままにしちよつ

(

(

	たようです。もうこりゃあ、当然、非農地やむ無しです。
議 長	はい、説明が終わりましたので、ただ今よりみな様方より質疑を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。 —— 質 疑 な し ——
議 長	格段無いようですので採決に入りますが、ご異議ございませんか。 —— 異 議 な し ——
議 長	それでは、議案第2号、非農地証明願について、賛成の方の挙手をお願いいたします。 —— 全 員 挙 手 ——
議 長	はい、全員賛成です。ありがとうございました。 ええ、続きまして、議案第3号、農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。 1番、貸人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 、借人、 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 、申請地は、土佐山田町繁藤字 岩屋佐古687番、地目は畑、面積は145㎡、成立日、解約日、引渡日、ともに平成28年10月31日、解約理由は、その他、借人の要望です。以上です。
議 長	はい、説明が終わりましたので、この点につきましてご質問があれば受けたいと思いますが何かございませんかね。 これは県の土地のこと。
事 務 局	国有地になります。県がその事務をやってまして、貸人は高知県知事とはなっています。
議 長	今までは農地として使われよったが。
事 務 局	そうです、畑として使ってました。
議 長	これから先は耕作放棄地。
事 務 局	そうはならないように県か国が。
議 長	国有地を農家の人が借りて作りゆうくがあるかえ、繁藤に。あの団地の手前の方の右の上へ上がった所。
事 務 局	わかふじ団地。
議 長	手前の方を右に上がった山手、あの一画の一つかえ。毎年パトロールの時には、実際にそれ作りゆうか見てきてくれって言われるがよ、作らんずつ耕作をせんずつ、荒らかしたら返さないかんが自動的に。ほんでね、それを毎年見て来てっていうて、見に行きよった。 この件についてはですね報告案件ですので、報告とさせていただきますが、何かご質問ありませんか。

(

(

—— 質 疑 な し ——

議 長

繁藤にはまだね何筆かあります。そんな立派な所やない、山の本当の段々畑の上の方です。

ええと、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、この説明をお願いいたします。

事 務 局

報告第4号、農地法第5条届出報告について説明します。

1番、受付日、平成28年10月31日、譲渡人、

、譲受人、

、申請所在地は土佐山田町字百石畑90番10、地目は田、面積は522㎡、転用目的は分譲宅地、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は0㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は5で、調査員は事務局西村です。以上です。

議 長

以上、説明が終わりましたが、この件についてはですね、市街化区域内の宅地になる所です。この件について何かご質問ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長

ちなみに皆さん方の地図がついちゅうと思います、上に。ここにあの写真が付いた所に赤い矢印がありますよね、そこの所の線から右側、ここは市街化調整区域らしいです。ほんで、ここはなかなか家が建たない、これから左については市街化区域に入っておるという事で報告のみで宅地になります。

ええと、それでは続きまして、議案第5号、香美市農用地利用集積計画の諮問であります、この説明をお願いいたします。

事 務 局

諮問第5号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明いたします。

1番、貸付人、

、借受人、
、申請地は土佐山田町山田字寺ノ下1984番、地目は田、面積は1,259㎡、借受人の経営面積は8,507㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日の5年で、10a当りの借賃は9,531円で12,000円、資料は6です。

2番、貸付人、

、借受人、
、申請地は土佐山田町山田字原田1503番1、地目は田、面積は1,065㎡、借受人の経営面積は24,878.5-8㎡、作物はオクラ、春菊、権利区分は使用賃借権の設定、期間は平成28年11月25日から平成30年11月24日の2年で、資料は7です。

3番、貸付人、

、借受人、
、申請地は土佐山田町山田字稻荷前2144番、地目は田、面積は1,168㎡、他1筆計2筆で合計1,398㎡、借受人の経営面積は86,739㎡、作物は野菜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日の5年で、10a当りの借賃は30,000円で41,940円、資料は8です。

4番、貸付人、

、借受人、
、申請地は土佐山田町戸板島字北597番、地目は田、面積は1,346㎡、借受人の経営面積は86,739㎡、作物は生姜又は野菜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月1日から平成33

(

(

年12月31日の5年で、10a当りの借賃は生姜は70,000円で94,200円、野菜の場合は30,000円で40,380円、資料は9です。

5番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町戸板島字北598番、地目は田、面積は4,549㎡の内2,700㎡、借受人の経営面積は86,739㎡、作物は生姜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月1日から平成31年12月31日の3年で、10a当りの借賃は70,000円で189,000円、資料は10です。

6番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町岩次字永田231番1、地目は田、面積は816㎡、他3筆計4筆で合計3,968㎡、借受人の経営面積は139,256.72㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日の5年で、10a当りの借賃は9,072円で36,000円、資料は11で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

7番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字秋葉ノ東1583番2、地目は田、面積は1,798㎡、借受人の経営面積は7,312.28㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年1月1日から平成29年12月31日の1年で、10a当りの借賃は5,561円で10,000円、資料は12です。

8番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町岩次字大リョヲ39番1、地目は田、面積は2,121㎡、他1筆計2筆で合計3,440㎡、借受人の経営面積は15,109㎡、作物は野菜、権利区分は使用賃借権の設定、期間は平成28年11月25日から平成38年11月24日の10年で、資料は13です。

9番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町町田字西ノ中622番、地目は田、面積は1,077㎡、借受人の経営面積は40,172㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日の5年で、10a当りの借賃は5,571円で6,000円、資料は14で、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

10番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町朴ノ木字黒土77番、地目は田、面積は462㎡、借受人の経営面積は2,551㎡、作物はカボチャ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年11月25日から平成38年11月24日の10年で、10a当りの借賃は8,000円で3,696円、資料は15です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたが、関係をする委員がおりますので、最初に6番、[REDACTED]君に退席をいただきたいと思います。

——関係委員退席——

議長

ええと、すみません。6番につきまして、[REDACTED]君が借受人になっておりますが、この件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたと思います。何かありませんか。

——質疑なし——

(

(

議 長

格段ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、どうもありがとうございました。

—— 関係委員着席 ——

議 長

続きまして、9 番に [] 君が関係をしておりますので、9 番の案件を先に済ませたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

—— 関係委員退席 ——

議 長

9 番につきまして、借受人が [] 君がなってますが、この件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、ございませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長

はい、ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、全員賛成です。ありがとうございました。

—— 関係委員着席 ——

議 長

ええと、1 番から最後の 9 番までですね、2 件につきましては賛成されておりますが、他の件につきまして何かご質問があれば受けたいと思いますが。

事 務 局

第 2 号についてちょっと補足説明をさせていただきます。今はですね、[] さんと [] さんと結んでおりますが、この後出てくる議案で合意解約することになっております。お父さんが解約して、これで許可が得られれば、息子さんが設定することになります。

議 長

そういう事です。分かりましたかね。ええと、すみません、何かご質問はありませんかね。格段ありませんか。

—— 質 議 な し ——

議 長

ないようでしたら、議案第 5 号についてですね、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長

はい、ええ、それでは議案第 5 号、香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、全員賛成です。ありがとうございました。
続きまして、議案第 6 号、使用貸借終了農地返還通知報告についての説明をお

(

(

願いいたします。

事務局

報告第6号、使用貸借終了農地返還通知について説明します。
1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町山田字原田150
3番1、地目は田、面積は1,065㎡、返還理由は借り手の変更、終了年月日
は平成28年11月24日です。以上です。

議長

この件については、先ほど説明にもあったように格段問題はないと思いますが、報告案件ですので報告とさせていただきますかまいませぬかね。

—— 異 議 な し ——

議長

ええと、続きまして、議案第7号のその他の件ですが、最終ページにですね、
売りたい件が2件、筆数にしたら6筆出てきています。まあ、そういうことですが、
地元の皆さん方にはですね、ご足労を願いたいと思いますが、何かこの点に
ついてご質問なり、まあ金額的な事はですね相場という風に書いてますんで、何
とも言えんかも分かりませんが、皆さん方から何かご質問なり、またあれば受け
たいと思います。今までなかなか売りたいいうて出てきても、なかなか動かんが
ですよ。

委員(9番)

売りたいっていう件の、2番の[REDACTED]さんの農地ですけど、明治で小島で
[REDACTED]の[REDACTED]さんくのかみさん、[REDACTED]君、その人が一日、委員会へ農地を探し
ゆうゆうて言うてきちよった件で、私がちょうどお父さんと息子さんにはこの
農地が売りにでますよってことは言ってます。まだ、[REDACTED]さんくのかみもまだ農業
始めたばかりで、まだ給料制でやりゆうそうです。ほんでお金がないきあんまり
高かったらよう買わんけど、自分の農地を持って、親父さんの農地やなしに自
分の農地を取得してハウスを建てて、[REDACTED]さんくのかみを継ぎたいという意思があ
るそうです。で、西村の広幸君に話に行ってくれとは言ってますけど。

議長

私ももう数年前に今のレンタルハウスを建てる時よね、あのレンタルハウス誰
の名前になっちゅうかは知りませんが、その時に自分でハウスを建てたいき農
地をという話、私にもありました。ところがその時にお父さんはですね、ハウス
を建てる土地はあるんで農地まで買って建てんでもという話を聞きましたが、そ
りゃあ自分がですね養子さんに来て自分が土地を買ってそこへハウスを建てた
いいう気持ちは素晴らしいと思いますので、是非ともそういう意思のある思いのあ
る人には譲ってあげていただいたらありがたい。

私も、実は農地を頼まれちゅうがですよ、どっか出たら言うてよというふうな
事を頼まれちゅう件がありますので、すみませんが2人が話しおうてひよっと買
わないという風な事で、まあ他に誰か買う人がおらんろうかねという話があった
ら、私にご連絡を下さい。またその人に連絡をしてみます。ただかっちり買うて
くれる買うてくれんはわかりませんので。けど、地元の人が最優先やき、私は自
分も頼まれちゅう人はですね、その農地からいうとちよっと離れてますので地元
の人、それからあそこの土地はすでにもう貸して、[REDACTED]さん病気でよう作ら
なってよね、他人に貸しちゅうがよね。貸しちゅう人に最優先で話をしてもろう
て、それからまあ近隣の人にも買ってもらうて、それでも買い手がなかったら少々
遠いけど作りに行きたいという人にこれを買ってもらうかたちになろうかと
思います。

委員(9番)

借りちゅう人も、まあそんなに借らんでも僕もよう買わんとは言いう。

議長

分かりました。ただ一つだけ、今日の委員会を過ぎてから話を進めて下さいね。

(

(

そうせんと、資料貰うた、見た、はい、いうて動かされると、今日の議決をもうちょっとあせんのによね、ちょっと何かあって先にそっちで決まっちゃうよ、今日の議決になって話があって、もうそれ売れちゃうぜというて、農業委員さんが言うて来たきじゃ言うたら何かね、議決する前に話があった言うたら、ちょっと問題なるか分かりませんので、それまでは守秘義務もあろうかと思しますので、資料は届いちゅう思いますけど、まあ内々で話を進めていただいて、それから今日から先はオープンになりますので、また、よろしくお願ひしたいと思います。何か他にありませんか。

—— 質 議 な し ——

議 長

格段ないようでしたら、この件については地元の委員さんすみません、よろしくお願ひをしたいと思います。金額的な問題についてはですね、あのまた本人なり、まあ私も中へ入ってよければ入ってですね協議させていただきますので、そういう事でお願ひしたいと思います。

ええと、この前に下限面積の、別段面積についてですね話し合いをして下さいという事で香北の方で話し合いをしてもろうたと思います。ただその時に、結果的にはですね、山田も香北も物部も今まで通り、山田は40アール、香北、物部は30アールでいきたいという事になってましたので、それでご異議ございませんよ、決定ですよ。そういう事です、すみません。

それから、ええと、農地利用最適化指針についての提案ですが、これ次長の方から資料に基づいて説明させていただきます。

事 務 局

農地等の利用の最適化の推進に関する指針っていうので、議案書と一緒にちょっと送らせていただきました。この指針についてはですね、農業委員会に関する法律で今年度中に指針を策定しないといけなくなっております、これはですね、全国の農業会議所がですね、雛形を作っておりますこれに基づいて各項目に香美市に沿った数値を記入してですね、一応、案として提案させていただきました。ちょっと数値の部分だけ、説明させていただきます。1枚目の裏の遊休農地の解消目標っていうのがあって、現状はもう現状なんです。3年後と7年後の目標を設定しないといけなくなってます。活動計画っていうのが農業委員会にはありまして、それに基づく今年度はですね0.5ヘクタール解消するという目標になっておりましたので、まあこれを単純に3倍と7倍にしたような数値です。で、これについては委員さんで、そうじゃないとか色々ありましたらこの数値を変更していく事になります。続きまして、担い手への農地集積っていう3ページ目、ページ数ないですが、3枚目になりますが、表がありまして、これも同様な計算をしております。今年度ですね活動計画はですね、1年間当たり1.82ヘクタール集積することに、まあ目標としておりまして、それを単純に3倍し7倍したのをこう追加した数値がこのようになっております。まあ、なかなかこの集積目標てのは具体的には非常に分かりにくいので何とも言えないですが、今までの実績の平均がこのような数値という事で目標をたててます。続きまして4ページ目のですね、ここもまた数値の部分ですが、新規参入の促進目標っていうのを1人たかって入れてますけど、まあ実際はですね平成27年度新規就農者といわれる方、8名おったそうです。ただですね、農業委員会のこれに関してはですね、法人雇用や親元就農は含まないということで、それを調べていくと今年、1人、2人というのが香美市の現状です。で、ここをまあ1とは書いてますけどこれを2にして2、6、14という目標にしてもいいでしょうし、その辺を変更していただけたらと思います。文面についてもまあ香美市農業委員会が決めることですので、変更点がありましたらご意見をいただけたらと思います。

議 長

これは3月いっぱいまで、年度という事。

(

(

事務局	年度内にさせていただきます。それで、この指針につきましては、最適化推進委員さんの意見を聞かないといけないということになっておりますので、最適化推進委員さんにもですねお送りして、意見、まあこれでよろしいかという連絡をする事になっています。
事務局	今年度中いうたら何月になる。2月の、3月。
事務局	特に意見がなければ、早い委員会でもいいかと思いますが。
事務局	2月の委員会の期限にして、それまでに意見をいただきたいという事に。
議長	そこをうんと条文に書いてくれよ、意見でてこんぞ。 それから、農地の集積っていうのは、この間来ちよった全国農業新聞にも沖縄県かどっかでほら、農地の集積が出来て、色分けして、集積できたところとできんところとかなんとか出ちよったがよ。ほんで、登記をされてない未登記の分とか、相続してないその分についてなかなか大変やったとかいうことで、色分けしちゅう。これはあくまでも、例えば、認定農業者がよね、どこかの土地をこう自分がこう集めてそこへ一角で集積したら、それも2筆を一つにしたりして、二つの持ちもんを一つにしたりしたら、それ集積になるがかえ、集積っていうのは。
事務局	これはですね、数値上出すのに単純に利用権設定がされた面積になっていきます。
議長	集積いうたらあくまでもよ、その人に集積されていくのであってよ、土地を集積するわけじゃないっていう事よね。
事務局	担い手に集積する。
議長	けんど、担い手いうても、認定農業者みんな担い手やな、なんぼ歳がいつちよっても。私らもう70歳やけど、担い手で。で、私らあが取得したり、借りたりしてよね、認定農業者やない人から土地を借りて作るようにしたら、集積に当たるわけ。ちょっと補助金出んかえ。私もしゅうで、一生懸命。土地借りるだけやったらかまんけんど、例えば、畦直してよ4枚を1枚にするとか、そんなんするにちよっと補助金くれたら、せまちなおしじゃいうがあるやいか、あんなんでうまいこと利用できんろうか思うけんど。 まあ、この点についてはですね、資料見た時に一緒に送ってきちゅうんで、なかなか目を通す機会もなかったかと思いますが、まあ数字的には、私も新規就農者の人数の問題、この間高知新聞も過去に新規就農者が大方300人近い、高知県には出来たようで今年が最高やったというような数字が出てましたんで、この数字やないやないかえ言うたら、親のところへ戻ってきたがはいかんとか言われるとよね、そこは数字がはまらんわけよね。私はそれも全部かまんかなと思うちよったき、もっとおりやあせんかえって話をしちよったけれども、例えばUターン、Uターンで帰ってきたりとか、それから全然農業しやせん人が農業始めるいう数字だけよね、これはまるのはね。なかなかそうなると、なかなか難しいかな。まあ、これはどうせ次の会の時も、1月、それから2月の会の時もまた何か分かればですね説明をしてもろうて、最終は2月の終わりに集計するという事を目処にすれば、3月の第1回目の木曜日の会ですので、その時にはかちつとしたものでそれで最終ということの資料にしたいと思います。よろしくお願いします。 ええと、他にないかね。

— 質 議 な し —

(

(

議長

格段ないようでしたら本日の会を終わります。今日はどうもお疲れ様でした。
ありがとうございました。

閉会（16時38分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

長

原 心一 

署名

人

署

三谷 富重 

署名

人

署

大岸 高晴 

(

(